

## 市有地販売情報 ～矢板に家を建てませんか？～

申込資格／

- ①都市計画法に規定されている用途地域にあった土地利用をする方
- ②土地引き渡し後、善良な管理を行う方

申込・問い合わせ／総務課 ☎（４３）１１１３

	大字	地番	面積 (㎡)	価格 (万円)	用途地域
木幡土地区画整理事業地	1 木幡	2566-2	319.70	569	第一種低層住専
片岡	2 片岡	2106-32-51	408.00	469	第一種低層住専・準住居地域
つつじが丘	3 乙畑	1393-274	222.51	436	第一種低層住専



「暮らし」のびのび定住促進補助金制度をご活用ください。

市では、マイホーム取得を応援しており、新たに住居を求める方に対して、補助金を交付しています（たとえば…住宅新築＋用地購入で補助60万円。さらに18歳以下の子どもがいる場合は1人につき5万円など）。制度を利用するためには事前申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ／都市整備課 ☎（４３）６２１３



## 10月は土地月間です

大規模な土地の取引には届出が必要です。一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づき、その利用目的などの届出が必要となります。

届出の必要な面積／

- ・市街化区域（矢板市にはありません） 2,000㎡以上
- ・その他の都市計画区域 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 10,000㎡以上

※1筆の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合（一団の土地）には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の必要な取引／売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定・譲渡など

届出者／権利取得者（土地売買の場合は買主）

届出期限／契約日から2週間以内（契約日を含む）

届出書類／土地売買等届出書2部（正本1部、副本1部）

問い合わせ／総合政策課 ☎（４３）１１１２



詳しくはこちら

**飲食店・施設運営の皆様へ コロナウイルスの対策・相談、承ります。** Vesta ☎0287-46-5180 ⑧

株式会社 ヴェスタ info@vesta8.com

飛沫感染防止シート(アクリルパーテーション)

ご協力とお願い  
新型コロナウイルス感染予防の為に  
指先までしっかりお洗い下さい

手指の消毒  
ご協力ください

お持ち帰りで  
10%OFF  
TAKE OUT

感染症予防ポスター

新型コロナウイルス感染症対策  
ソーシャルディスタンス

こちらでお待ちください  
SOCIAL DISTANCE

感染症対策サイン

お客様に沿ったご相談承ります

## 固定資産税の申告・届出のお知らせ



詳しくはこちら

土地と家屋（建物）には、固定資産税の課税に係る申告制度や各種届出があります。次のような変更があった場合、所有者は速やかに申告書・届出書を税務課へ提出してください。

※関係書類は税務課にあります。市ホームページ「申請書配布サービス」からもダウンロードできます。  
問い合わせ／税務課 ☎（４３）１１１５

こんな場合に	必要なもの	説明・手続き
住宅用地の内容を変更した場合	・住宅用地（変更）申告書 ・印鑑	専用住宅や併用住宅が建っている土地を住宅用地と言い、その面積によって特例措置が適用されます。住宅以外の建物（事務所、店舗など）を住宅用にまたはその逆など、用途を変更した場合には、速やかに申告書を提出してください。
土地の地目を変更した場合	・土地（地目変更）届出書 ・印鑑	固定資産税の課税地目は、登記簿の地目とは別に1月1日（賦課期日：課税の基準となる日）の現況で評価します。地目を変更した場合は、届出書を提出してください。 ※地目…土地の用途による分類（田、宅地など）
家屋を滅失・変更した場合	・家屋（滅失・変更）届出書 ・印鑑	取り壊しなどで家屋がなくなった場合や、増改築などで家屋の種類・構造・床面積などを変更した場合は、届出書を提出してください。
未登記家屋の納税義務者を変更した場合	・未登記家屋納税義務者（変更）届出書 ・新所有者および旧所有者の印鑑	売買・贈与・相続などで登記をしていない家屋の所有者（納税義務者）を変更した場合は、届出書を提出してください。
共有名義の代表者を変更した場合	・共有代表者（変更）届出書 ・新代表者および旧代表者の印鑑	土地、または家屋が共有名義で、その代表者を変更した場合は、届出書を提出してください。

## 土地に関する制度が変わります

地方税法の改正に伴い、令和3年度固定資産税課税分より制度が変わります。

### ○現に所有している者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記の手続きが完了するまでの間、現に所有している者（相続人など）に対し、条例で定めるところにより、氏名・住所など必要な事項を申告させることができるようになります。

※申告期限は、現所有者が現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までとなります。

### ○使用者を所有者とみなす制度の拡大

固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない、調査を尽くしても所有者が1人も特定できない、使用者からも調査に協力を得られないなど、所有者の特定に支障がある場合に、その使用者を所有者とみなして課税できることとなります。

問い合わせ／税務課 ☎（４３）１１１５

## 市税等の滞納処分を強化しています

市税等を納期限内に納付している納税者との公平・均衡を図るため、次の取り組みを強化しています。

### ○搜索

自宅、事務所などに立入調査を行い、お金に換えられるものを差し押さえます。

### ○自動車差し押さえ

所有している車をタイヤロックやミラーズロックなどで差し押さえます。

### ○給与・預貯金・生命保険・不動産の差し押さえ

勤務先、金融機関、保険会社、法務局などで調査を行い、所有している財産を差し押さえます。

※搜索や差し押さえは、予告なしに実施します。



タイヤロックをかけている様子      ミラーズロックも導入中

問い合わせ／税務課 ☎（４３）１１１５

## マイナンバーカードを取得した方も、取得していない方も 来年の確定申告は、e-Taxで！

来年2月から3月にかけて市や税務署で行う申告相談では、新型コロナウイルスの感染拡大により、例年ごとの相談などの受付が困難になることが予想されます。

また、会場が混雑すると3密になる危険性が高まります。そこで、確定申告の際に申告会場に向かなくても済むよう、パソコンやスマートフォンから申告できる「e-Tax」をご案内します。

### 【マイナンバーカードを取得している方】

マイナンバーカード対応のスマホをお持ちの方は、スマホでカードを読み込み、カード取得時に設定した暗証番号を入力し、e-Taxで送信することができます。

※パソコンで申告される方は、カード読み込みに対応するICカードリーダーが必要になります。

### 【マイナンバーカードを取得していない方】

あらかじめ税務署の窓口でID（利用者識別番号）と

パスワード（暗証番号）を発行します。発行の際には、本人確認が必要です。スマホやパソコンで作成した申告書は、IDとパスワードを入力してe-Taxで送信することができます。

### 【郵送等で提出する方】

e-Taxで送信できない方は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーから申告書を作成し、ご自宅などのプリンタで印刷して郵送で税務署に提出することができます。

### 問い合わせ／

#### ○ID・パスワード発行について

氏家税務署 ☎028（682）3311

※音声案内で「2」を選択してください。

#### ○e-Tax操作方法について

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570（01）5901

※平日9：00～17：00

## 10月1日は浄化槽の日 ～浄化槽が守る 持続可能な 水環境～

### ○浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置のため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃および法定検査に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的実施することが義務付けられています。

### ○保守点検は登録業者に

浄化槽の保守点検は、機械の点検補修や消毒剤の補給などを行います。浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されていますので、登録業者に委託してください。保守点検を行う国家資格者として、浄化槽管理士があります。

### ○清掃は市町村長の許可業者に

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業（＝清掃）は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者が行わなければならないため、許可業者に委託してください。

### ○指定検査機関の定期検査を受けてください

浄化槽の使用開始後3～5カ月の間に、以後は1年に1回、栃木県知事が指定した検査機関の実施する法定検査を受けることが浄化槽法で義務付けられています。

問い合わせ／下水道課 ☎（４３）６２１４

## ごみの焼却は禁止です

産業廃棄物だけでなく、一般家庭から出るごみの焼却も「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。法に反してごみの野外焼却をした場合、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれらが併科されます。

問い合わせ／くらし安全環境課 ☎（４３）６７５５

### ■ごみ焼却の問題点

- ①においやすすにより壁や洗濯物が汚れるなど、近所の迷惑になります。
- ②発生した煙が道路交通の妨げになります。
- ③火の粉が飛び、火災の原因になります。
- ④ダイオキシンなどの有害物質が発生します。

### ■せん定した枝の処分について

庭木のせん定枝を空き地などに放置しておく、風で散乱して危険です。また、ご近所トラブルの原因にもなりますので、適正な処分をお願いします。

## 人権擁護委員が新たに委嘱されました

10月1日付けで、和氣 ちかさん（再任）が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。



任期は令和5年9月30日までの3年間です。

### ●人権擁護委員は次の方々です（10月1日現在）

櫻井 宣子さん（長井） 藤田 一夫さん（荒井）  
 岡本美代子さん（末広町） 和氣 ちかさん（木幡）  
 富川 淳子さん（片岡） 桑野 厚さん（大槻）  
 齋藤 兆正さん（下伊佐野） 宮本 道成さん（本町）

### ●人権擁護委員その活動と役割

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的な人権（生命、自由および幸福追求など）が侵害されることのないように監視しています。

また、人権についての相談業務や人権擁護のためのPR活動をしています。

#### 【人権相談】

日時／毎月第2火曜日 9：30～12：00  
 場所／市保健福祉センター2階 会議室

問い合わせ／総務課 ☎（43）1113

## 矢板市就学援助制度からのお知らせ 小中学校入学前に「入学準備金」を支給します

就学援助制度とは、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者の方へ就学援助費として、学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。

就学援助費のうち、小中学校に入学予定の児童生徒がいる保護者の方に対して、「入学準備金」を入学前に支給します。

対象／矢板市に住居登録があり、経済的に困窮している

小中学校に入学予定の児童生徒がいる保護者の方

支給額／小学校：51,060円 中学校：60,000円

※金額は変更になる場合があります。

### 申請方法／

【来年度小学校に入学予定のお子さんがある保護者の方】

詳しくは、就学時健康診断時にお知らせします。

【来年度中学校に入学予定の児童がいる保護者の方】

○就学援助費を受給しているご家庭の場合

小学6年生後期分の就学援助費と併せて、3月に在籍小学校から支給します。 ※手続きの必要はありません。

○就学援助費を受給していない場合

就学援助費の申請が必要ですので、在籍する小学校か教育総務課へお問い合わせください。

問い合わせ／教育総務課 ☎（43）6217

## 開催 小中学校適正規模・適正配置説明会

市教育委員会の建議を受け、令和元年5月より矢板市立小中学校適正配置計画策定部会にて、できる限り建議を尊重し検討を重ね、この度矢板市の小中学校の適正規模・適正配置がまとまりました。下記のとおり地域の方向けに説明会を開催しますので、ご参加ください。

開催日および場所／

地区	日時	場所
片岡地区	10月15日（木）	19：00～ 片岡公民館 研修室
川崎学区	10月16日（金）	
豊田学区	10月20日（火）	

問い合わせ／教育総務課 ☎（43）6217

## 現教育委員の齋藤氏を再任命

10月1日付けで、齋藤 良則氏が教育委員に再任命されました。

任期は令和6年9月30日までの4年間です。

教育委員会／

役職	氏名	任期
教育長	村上 雅之（乙畑）	令和4年9月30日
教育長職務代理者	池田 光代（立足）	令和4年9月30日
委員	岡 友美（乙畑）	令和3年9月30日
	宮本 福德（本町）	令和5年9月30日
	齋藤 良則（東京）	令和6年9月30日

（敬称略）

問い合わせ／教育総務課 ☎（43）6217

## 市内事業者の皆さんへ ～市民生活ガイドブックを発行します～

市では、平成30年3月に㈱サイネックスと官民協働で発行した「市民生活ガイドブック」を更新し、来年1月の発行を目指して準備を開始しました。

「市民生活ガイドブック」には、新しい行政情報・観光情報・医療情報などを盛り込み、全戸に配布します。



製作は㈱サイネックスが行い、費用は広告収入を充てるため、市からの支出なしで発行することができます。

㈱サイネックスが順次広告掲載の依頼に伺いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ／秘書広報課 ☎（43）3764

## 店舗を借りている市内事業者の皆さんへ 店舗賃料支援金を交付します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少した市内事業者に対し、事業用として借りている店舗やオフィス賃料の負担軽減を目的に、支援金を交付します。

対象／市内において事業を営む中小企業者、小規模企業者、個人事業主

※医療法人、社会福祉法人、NPO法人など、会社以外の法人などは、矢板市商工会会員に限る。

要件／令和2年5月～7月のいずれかの売上げが、前年同月比で20%以上50%未満減少していること。

ただし、国の家賃支援給付金の売上げ要件に該当するときは、交付対象外となります。

金額／1事業者当たり最大30万円（1回のみ）

申請期限／10月30日（金）まで

申請・問い合わせ／商工観光課 ☎（43）6211

## 開催 巡回行政相談

10月19日（月）～25日（日）は「行政相談週間」です。国などの行政への苦情や意見・要望、困りごとなどをお聴きし、その解決や実現の促進を図るとともに、行政運営の改善に役立てます。

### ●巡回行政相談

10月20日（火）10：00～12：00 片岡公民館  
 13：30～15：30 泉公民館

### ●定例の行政相談

毎月第1火曜日 9：00～12：00 きずな館  
 （※1月のみ第3火曜日）

問い合わせ／秘書広報課 ☎（43）3764

## 栃木県知事選挙のお知らせ

任期満了に伴う栃木県知事選挙が執行されます。

投票日／11月15日（日）

告示日／10月29日（木）

期日前投票／10月30日（金）～11月14日（土）

※政治家の寄附や有権者が贈り物を求めることは禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

- ①政治家の寄附の禁止
- ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- ③政治家の関係団体の寄附の禁止
- ④後援団体の寄附の禁止
- ⑤年賀状等のあいさつ状の禁止
- ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

問い合わせ／選挙管理委員会事務局 ☎（43）6219

### 外装のリフォームもお任せください！

屋根

雨どい

ベランダ防水

外壁

エクステリア

白アリ対策

★とちぎプレミアムチケット  
★つつじの郷やいた  
(商品券、リフォーム券)  
がご利用いただけます。

県北唯一認定TOTORIモデルクラブ店  
総合エネルギー（電気・ガス）&リフォーム

**スミスケ**

株式会社

矢板市針生71-3 ☎0287-43-0220  
フリーダイヤル0120-82-5541

矢板市商工会会員・矢板市上下水道指定工事店

**開催** 令和3年成人式は1月10日(日)  
～矢板・泉・片岡地区の3会場に分散して行います～

対象／平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、10月1日現在、矢板市に住所がある方  
そのほか／

- ・対象の方には11月中旬に案内状を発送します。
- ・本市出身の市外在住の方で、矢板市成人式に参加希望の方は、10月20日(火)までに電話でご連絡ください。また、矢板市以外の成人式に参加希望の方は、参加希望する市町村へお問い合わせください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、開催内容など変更となる場合があります。決まり次第、市ホームページでお知らせします。現在、成人式サイトを作成中です。サイトのURLは案内状に記載します。

時間・場所・内容／

対象者(卒業時)	開始時間	場所	内容
矢板中学校1～3組	9:30	矢板イースタンホテル	記念撮影など
矢板中学校4・5組 矢板東高等学校附属中学校 市外の中学校	11:00		
泉中学校	9:30	泉公民館	
片岡中学校	9:30	片岡公民館	

問い合わせ／生涯学習課 ☎(43)6218

**開催** 第53回市文化祭

皆様のご来場をお待ちしています。入場の際は、マスクの着用・入場時の検温・手指消毒にご協力ください。  
日時・内容・場所／

日時	種目	場所
11月1日(日) 11月3日(祝・火)	(1・2日) 9:00～16:00 (3日) 9:00～15:00	作品展 華展 盆栽展
		生涯学習館 体育室 生涯学習館 ロビー

そのほか／

- ・日時、場所は変更になる場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をした上で開催します。会場については、「3つの密」を避けるため、分散することもあります。
- ・入場人数、滞在時間の制限をすることがあります。

問い合わせ／文化祭運営事務局(生涯学習課内)  
☎(43)6218

**募集** 大人の遠足  
和紙のランプシェード作り

お部屋のインテリアにぴったり!おしゃれなランプシェードを作ります。

日時／全2回

- ①11月11日(水) 13:30～16:00
- ②11月18日(水) 13:30～15:00

場所／矢板公民館 実習室

定員／10人 \*申込多数の場合は抽選

参加費／800円程度 講師／郡司 幸雄先生

持ち物／エプロン、タオル、はさみ、カッター

申込方法／10月16日(金)12:00までに、電話または直接お申し込みください。

※2日間とも出席できる方に限ります。

※抽選結果は、10月24日(土)までにハガキにてお知らせいたします。

申込・問い合わせ／矢板公民館 ☎(43)0469

\*月曜・祝日休館



※写真はイメージです

**募集** 全国秋のウォークラリー大会  
～身近な自然でリフレッシュ～ in 矢板

グループごとにとえられたコース地図を見て、途中のチェックポイントと観察ゾーンで出された簡単な問題を解決しながら歩きます。矢板の街並みや自然の様子を観察しながら、ゆっくりウォーキングしませんか?

日時／10月18日(日) \*小雨決行、荒天中止  
8:20 生涯学習館前集合  
11:15 解散

対象／

- ・市内に在住、在勤、在学する方で1時間半程度歩ける方
- ・車いす利用の方や介助があれば一緒に行動できる方

\*小中学生大歓迎、年齢は問いません。  
定員／25組 \*1グループ2～5人程度

参加費／1人500円(保険代など) \*当日集めます  
持ち物／歩くのに適した服装、運動靴、タオル、雨具、着替え、飲食物、マスク

申込方法／10月14日(水)までに、生涯学習課、矢板・泉・片岡公民館で配布している申込用紙に必要事項を記入し、お申し込みください。

※電話またはファクスでの申し込みも可。ファクスの場合は氏名、住所、年齢、連絡用電話番号をご記載ください。

申込・問い合わせ／市レクリエーション協会事務局(生涯学習課スポーツ推進班内)  
☎(43)6218 FAX(43)4436

**募集** おさんぽクラブやいた

健康ウォーキングをしながら、自然豊かな矢板を再認識してみませんか。普段、何気なく見ている植物名を教えてもらったり、その地に伝わるお話を聞き、いにしえに思いをはせましょう。



日時／10月30日(金) \*荒天中止  
9:00 城の湯温泉センター玄関前集合  
11:50 解散予定

定員／15人 \*先着順

参加費／無料

コース／城の湯温泉センター～長興寺～川崎城跡～館ノ川～城の湯温泉センター \*歩行距離 約4km

持ち物／飲み物、雨具、帽子、タオル など

申込方法／10月23日(金)までに、電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／泉公民館 ☎(43)0402  
\*月曜・祝日休館



**募集** かんたんエアロビクス講座

ストレッチや筋トレの要素も含んでいるエアロビクスで運動不足を解消しませんか。

難しい動作はなく、簡単な動きをリズムに合わせて行いますので、年齢性別を問わず楽しく参加できます。

日時／全8回 火曜日 13:30～(1時間程度)  
10月27日、11月10・17・24日、  
12月1・8・15・22日

場所／長井体育館(旧長井小学校)

定員／20人 参加費／2,000円

講師／藤田 明湖先生

持ち物／体育館シューズ、ヨガマット、飲み物など

申込方法／10月7日(水)から、施設管理公社(きずな館内)にある申込書で、直接お申し込みください。

申込・問い合わせ／施設管理公社 ☎(43)8210

**開催** りんご園でも「四宝八宝 YAITA スタンプラリー」のスタンプをゲットしよう

10月から期間限定で、市内のりんご園でも「四宝八宝 YAITA スタンプラリー」のスタンプがもらえるようになります。完熟りんごは食べて帰るだけでなく、お土産としてもおすすめです。

詳細については、各りんご園や道の駅に置いてあるチラシをチェック!

期間／令和3年2月28日(日)まで

※りんご園は12月15日(火)まで

参加賞／ともなりくん保冷バックまたはあつぷるカラー特別賞／イチゴ詰め合わせほか

問い合わせ／泉交流協議会(商工観光課内)  
☎(43)6211

**プラチナ**  
現金買取  
いたします

つつじの郷やいた商品券とちぎ応援プレミアムチケット取扱店

バンド交換承ります

認定補聴器技能者  
ID番号 38532  
登録番号 20-3418  
菊地 理  
有効期間 2018年4月1日～2023年3月31日  
公認財団法人 テクノエイド協会

やいた補聴器  
ジュエリきくち  
ダイユー矢板店前木曜定休  
時短営業 10:00～18:00  
0287-43-1347